

勧誘活動のルール

共立女子大学・共立女子短期大学
学生支援課 学生生活支援グループ

1. 活動の目的と透明性の確保

- 団体情報の明示：勧誘時には必ず団体名、所属大学、活動内容を正確に伝えること。
- 不当な目的の禁止：宗教団体、特定の政治団体、ネットワークビジネス(マルチ商法)、その他公序良俗に反する活動への誘導を一切行わないこと。
- 名簿情報の厳重管理：取得した学生の個人情報、当該部活・サークルの運営以外に使用せず、第三者に提供しないこと。

2. 学生の意思尊重(強引な勧誘の禁止)

- 執拗な追跡の禁止：断られた後の追いかけや、長時間にわたる拘束を禁止する。
- 威圧的言動の禁止：大声、多人数での囲い込み、恐怖感を与える言動を行わないこと。
- 深夜・早朝の連絡禁止：学生の生活リズムを乱すような時間帯の連絡を控えること。

3. キャンパス内の秩序維持

- 場所と時間の厳守：指定されたエリア、時間帯以外での勧誘活動は行わないこと。
- 美化責任：ビラ配り等で散乱したゴミは、活動終了後に責任を持って回収すること。
- 活動妨害の禁止：導線を塞ぐ、大音量の音響機器を使用するなど、他団体の活動の妨げにならないこと。

4. コンプライアンスとペナルティ

- 法令遵守：未成年者への飲酒・喫煙の推奨、ハラスメント行為、SNS等での誹謗中傷を絶対に行わないこと。
- 立入許可の取り消し：記載事項に違反した場合、または大学側が不適切と判断した場合は、即座に活動を中止し、以後の立ち入りを禁止されても異議を申し立てないこと。
- 損害賠償：活動に伴い施設・設備を破損させた場合、あるいは学生に損害を与えた場合は、当該団体が全責任を負い補償すること。

以上